

記載例

2023年4月25日

申請者 事業者名：**経済産業株式会社**
 代表者氏名：**経済 太郎**
 発電設備名：**METI バイオマス発電所**
 発電設備の出力 (kW)：**1,000**
 発電方式：**蒸気タービン**
 運転開始予定日：**2025年11月25日**

バイオマス燃料の調達及び使用計画書

再生可能エネルギー発電事業におけるバイオマス燃料の調達及び使用計画は次のとおりです。

1. バイオマス燃料の使用予定数量等の総括

※発電所が使用するすべてのバイオマス燃料について記載すること。

燃料区分 (注1)	燃料名 (注1)	年間使用数量 (t/年) (注2)	調達事業者 (発電事業者 に燃料を納入する事業者)	収集地域 (都道府県・原産国) (注3)
B	木質チップ (間伐材)	1,000	田中チップ (株)	〇〇県
B	木質チップ (間伐材)	3,000	(株) 鈴木木材	▲▲県
C	木質チップ (国内一般材)	1,000	青山チップ (株)	▲▲県
C	木質チップ (製材等端材)	1,000	(株) 鈴木木材	▲▲県
C	木質ペレット (輸入材)	5,000	小林商事 (株)	A国
C	木質チップ (剪定枝)	300	佐藤産業	□□県
C	PKS	2,000	川島貿易 (株)	B国
D	木質チップ (建設廃材)	500	(株) 北川産業	◎◎県
E	木質チップ (剪定枝)	200	井上産業	〇〇県
G	パーム油 (RBD パームステアリン)	2,000	山口貿易 (株)	C国
計		16,000		

(注1) 燃料区分・燃料名は、認定申請様式第1の第2表申請事業計画使用燃料一覧の燃料名を記載すること。以下、各項目も同じ。

(注2) 年間使用数量は、国内調達燃料については都道府県単位、輸入燃料については原産国単位で記載すること。

(注3) 収集地域は、国内調達燃料については都道府県単位、輸入燃料は原産国単位で記載すること。

2. 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況

※発電所が使用する「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」のみについて記載すること。

(1) 使用予定量、調達方法等

燃料区分 (注1)	燃料名 (注1)	林業事業者、 製材事業者等 (注5)	年間調達数量 (t/年) (注6) (注7) (注8)	素材の調達地域 (注9)		チップ等加工事業者 (注10)
				都道府県	市町村	
B	木質チップ(間伐材)(国有林)	■■森林組合	500	〇〇県	D市	田中チップ(株) 〇〇工場
B	木質チップ(間伐材)(国有林)	■■森林組合	500	〇〇県	E市	田中チップ(株) 〇〇工場
B	木質チップ(間伐材)(民有林)	××林業(株)	2,000	▲▲県	F市	(株)鈴木木材
B	木質チップ(間伐材)(民有林)	@@林業(有)	1,000	▲▲県	G町	(株)鈴木木材
小計			4,000			
C	木質チップ(国内一般材)	××林業(株)	1,000	▲▲県	H村	青山チップ(株)
C	木質チップ(製材等端材)	\$\$協同組合	1,000	▲▲県	G町	(株)鈴木木材
小計			2,000			

(注4) 国内の森林に係る木質バイオマスを使用する場合は、以下の書類を添付すること。

その他の添付書類については、「事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)」及び事業計画認定申請書の記載要領(様式第1)を必ず確認し、添付すること。

- ・燃料の安定調達を確認できる書類

燃料調達事業者と発電事業者間の流通に係る二者間の売買契約書又は覚書等、締結済みのものすべて

- ・「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び事業者認定取得を確認できる書類の写し(以下、「木質バイオマス証明事業者認定関係書類」という。)

(注5) 製材等端材を使用する場合は製材等事業者の名称を、それ以外の場合は林業事業者(伐出事業者等)の名称を記載する。

(注6) 発電所が使用する木質バイオマス燃料(チップ、ペレット等)の運転開始予定年における年間調達数量を記載すること。調達事業者(伐出又は加工事業者)が複数にわたる場合は事業者ごとの数量を記載する。

(注7) 国有林から調達する場合は、民有林の数量と分けて記載する。

(注8) ペレット等乾燥させた燃料を使用する場合は、年間調達数量を記載した下段に括弧書きで当該燃料の重量を記載する。「2. 国内の森林に係る木質バイオマス燃料の概況」については、以下の項目も同様とする。

(注9) 表には素材を調達する全ての都道府県名及び市町村名を記載する。

(注10) チップ等加工を行う事業者名のみを記載する。自社が加工する場合も同様に記載する。

(2) 伐出事業者の供給計画

伐出事業者 (注11)	団体認定番号 (注12)	① 現状の素材生産量 (t/年、2022年実績) (注13)		③ 今後の素材生産計画量 (t/年、2025年稼働開始予定) (注13)			計画量確保のための具体的な方策 (注14) (注15) (注16)	⑥ 製材事業者 ・チップ等加工事業者
		② うち発電用木材 (t/年)	うち発電用木材		④申請 設備向 (t/年)	⑤ その他 (t/年)		
■■ 森林組合 (国有林、○○県)	・・・号	7,000	2,000	8,000	1,000	3,000	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員を○人新規雇用する。 ・現在所有している林業機械は～～、～～、～～。 ・新たに高性能林業機械～～～を導入。 ・入札量を○t/年から○t/年に増加 	田中チップ (株) ○○工場
×× 林業 (株) (民有林、▲▲県)	・・・号	3,000	2,000	6,000	2,000	3,000	<ul style="list-style-type: none"> ・申請設備以外に、3,500 t/年は山田チップ (株) に納入。 ・2023年4月から体制をこれまでの○班○人体制から○班○人体制に増強。 ・施業地の確保として、民有林を中心に○ha以上を確保済み。森林経営計画からの伐採見込み量○t/年。今後も継続して山林確保を行う。 ・林地残材確保量見込みは○t/年。 	(株) 鈴木木材
		6,000	2,000	1,500	1,000	500		青山チップ (株)
@@ 林業 (有) (民有林、▲▲県)	・・・号	12,000	12,000	11,000	1,000	10,000	<ul style="list-style-type: none"> ・枝葉、パークを活用する。 ・現在所有している林業機 	(株) 鈴木木材

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

							械～～、～～ ～を引き続き 用いる。	
計		28,000	18,000	26,500	5,000	16,500		

(注11) 実際に伐採する事業者を記載する(下請けを前提とする場合は、下請事業者を記載)。作業を請け負った事業者が元請けの名前で木質バイオマス証明書を発行することは、原則認められない。

(注12) 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者として認定を受けた、木材団体等の団体認定番号を記載すること。以下の項目も同様とする。

なお、申請時点において設置予定であるチップ工場等で事業者認定申請が出来ない(団体認定番号未取得)場合については、団体認定番号欄に「工場設置予定年月」及び「事業者認定取得予定年月」を記載するとともに、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定取得の誓約書(別途様式あり)」を添付すること。

(注13) ①現状の原材料入荷量は確認した年を、③今後の原材料入荷計画量は稼働開始予定年を記載すること。以下の項目も同様とする。

(注14) 箇条書きによる記載とすること。

(注15) (2) チップ等加工事業者において記載のないチップ等加工施設に納品している場合は、「稼働開始年における見通し」欄にそのチップ等加工施設名を記載する。

(注16) 現状の素材生産量から、数量で5,000t以上、又は2倍以上の増産となっている場合は、「計画量確保のための具体的な方策」の欄に、より詳細な方策を記載する。

(3) 製材等事業者の供給計画

製材等事業者	団体認定番号 (注12)	① 現状の原木入荷量 (t/年、2022年実績) (注13)		③ 今後の原木入荷計画量 (t/年、2025年稼働開始予定) (注13)			計画量確保のための具体的な方策 (注14) (注18)	⑥ チップ等加工事業者
		② うち製材等端材発生量 (t/年) (注17)	うち製材等端材発生量		④ 申請設備向(t/年) (注18)	⑤ その他(t/年)		
\$\$協同組合	・・・号	155,450	73,000	172,000	1,000	81,000	・製材端材について、すべて\$\$協同組合からの端材であり、2023年4月から生産を拡充(1シフト体制から2シフト体制)することによって申請	(株)鈴木木材

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

							設備向け製材 端材を確保す る。	
計		155,450	73,000	172,000	1,000	81,000		

(注17) ②列において、製材等端材の発生量全てを記載する(産業廃棄物として処理するものも含む)。
 (注18) ④列において、これまでの出荷先から申請設備向けに振替えを行う場合は、その旨を「計画面量確保のための具体的方策」欄に記載する。

(4) チップ等加工事業者

加工事業者 (注19)	団体認 定番号 (注11)	① 現状の原材料入荷量 (t/年、2022年実 績) (注13)		③ 今後の原材料入荷計画量 (t/年、2025年稼働開始予定) (注13)			計画面量確保のための具 体的方策
		② うち発 電用チ ップ等 (t/年)	うち発電用チップ 等		④ 申請設 備向 (t/ 年)	⑤ その他 (t/年)	
田中チップ (株) 〇〇工場	・・・号	6,000	1,500	5,000	1,000	1,500	・申請設備以外の主な出荷 先は以下のとおり。 ・**製紙：2,500 t/年 ・%%発電所：1,500 t/年 ・申請設備向けチップの種 類は以下のとおり。 ・破碎チップ：700 t/年 ・切削チップ：300 t/年
(株) 鈴木木 材	・・・号	8,000	7,000	10,000	4,000	3,000	・~~~~~ ・~~~~~
青山チップ (株)	2023年 5月工場 設置予 定。2023 年7月認 定取得予 定。	0	0	1500	1,000	500	・~~~~~ ・~~~~~
計		14,000	8,500	16,500	6,000	5,000	

(注19) 国内の森林に係る木質バイオマスをチップ、ペレットに加工する事業者について記載する。

(5) 木質バイオマス燃料の価格構成

単位 円/ t

燃料区分 (注1)	① 山元価格 (注20) (注21) (注22)	② 運送料 (山元～チップ加工場)	③ チップ・ペレット加工費	④ 運送料(チップ・ペレット工場～発電所)	⑤ 発電所着価格 (注20) (注22)
B 木質チップ(間伐材)	9,000 (水分率50%)	山元価格に 込み	3,000	加工費に込み	12,000 (乾燥後:水分率 20%14,000円)
C 木質チップ(国内一般材)	4,500 (水分率50%)	1,500	2,000	2,000	10,000 (乾燥後:水分率 30%11,500円)
C 木質チップ(製材端材)	4,500 (水分率40%)	1,000	1,500	1,500	8,500

(注20) 木質バイオマス燃料について、①列の水分率での取引段階(原木～チップ等)ごとの取引価格の単価を記載すること。燃料を乾燥させた場合は、⑤において①列の水分率での取引価格を記載した下段に括弧書きで乾燥後の水分率と取引価格を記載すること。

(注21) 山元価格とは、例えば森林組合・国有林の販売価格をいう。製材等事業者から製材等端材を調達するときは、製材等事業者から購入する価格を記載すること。

(注22) 水分率(%) = 水分重量 / (バイオマスの絶乾重量^{*} + 水分重量) × 100 (%)

※絶乾重量とは、水分率を算出して絶乾比重(水分率0%)に基づき算出された実重量

※バイオマス液体燃料を使用する場合は記載不要

3. 国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス燃料の概況

※1. 記載の発電所が使用するすべてのバイオマス燃料のうち、2. (1) 記載以外のバイオマス燃料について記載すること。

(例：輸入木材，(輸入材等の) 製材等端材，河川流木、剪定枝、PKS，パーム油，建設資材廃棄物，一般廃棄物等)

(1) 使用予定数量等

燃料区分 (注1)	燃料名 (注1)	年間使用数量(t/年) (注2)	調達事業者 (発電事業者 に燃料を 納入する事 業者)	収集地域 (都道府県・ 原産国) (注3)	水分率(%) (注2 2)	購入(処理 料)単価 (円/t)
C	木質ペレット (輸入材)	5,000	小林商事 (株)	A国	25	30,000
C	木質チップ (剪定枝)	300	佐藤産業	□□県	35	5,000
C	PKS	2,000	川島貿易 (株)	B国	20	20,000
D	木質チップ (建設廃材)	500	(株)北川産 業	◎◎県	40	2,000
E	木質チップ (剪定枝)	200	井上産業	○○県	50	3,000
G	パーム油 (RBD パーム ステアリン)	2,000	山口貿易 (株)	C国	—	90,000
計		10,000				

(注2 3) 国内の森林に係る木質バイオマス以外のバイオマス燃料を使用する場合は、以下の書類を添付すること。その他の添付書類については、事業計画策定ガイドライン(バイオマス発電)及び事業計画認定申請書の記載要領(様式第1)を必ず確認し、添付すること。

<輸入木質バイオマスの場合>

・燃料安定調達書類

原産国燃料調達事業者と国内の燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

国内の燃料調達事業者(輸入)と発電事業者間の流通に係る事業者間の売買契約書又は二者間の覚書等

・「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく木質バイオマス証明書類及び木質バイオマス証明事業者認定関係書類

・「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」(林野庁)に基づく合法性、持続可能性に関する書類

<農産物の収穫に伴って生じる輸入バイオマスの場合>

・燃料安定調達書類

<輸入木質バイオマス>に同じ

※主産物(パーム油)については、生産・加工・流通を行う取扱者において、RSPO認証により、環境・社会への影響や労働の評価、かつ非認証油と混合することなく分別管理されて

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

いるかなど持続可能性（合法性）が認証された書類。具体的には発電所に直接納入する事業者が取得した同認証書の写しと納品書等のサンプル（納品日、品名／サプライチェーンモデル、数量、認証番号等記載）。

※炭化燃料及び液体燃料については、納入されるバイオマス燃料に非バイオマス燃料等が混入されていないことを証するトレーサビリティ（バイオス度分析結果報告書、輸入許可通知書、船荷証券等の様式）に関する書類。

※副産物（PKS、パームトランク）については、RSB・GGL認証による持続可能性（合法性）が認証された書類。

<建設資材廃棄物の場合>

- ・「木質チップ(建設廃材由来)の調達事情について」（別途様式あり）

<廃食用油の場合>

- ・燃料安定調達書類

燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

全ての廃食用油排出事業者と燃料調達事業者との売買契約書又は二者間の覚書等

<一般廃棄物・産業廃棄物の場合>

- ・年間ごみ処理予定量を示す書類

- ・ごみ組成分析実施予定書

- ・一般廃棄物（産業廃棄物）処理施設設置許可及び一般廃棄物（産業廃棄物）処分業許可を受けていることを証する書類

申請時点において上記許可を未取得の場合には、「廃掃法上の誓約書」及び「申請設備の運用に必要な廃掃法上の許可及び許可取得に向けた対応状況」を添付すること（別途様式あり）

（注2 4）その他木材については「建設資材廃棄物」か「その他木質バイオマス」であることを明示すること

(2) 輸入材等の製材等事業者の供給計画

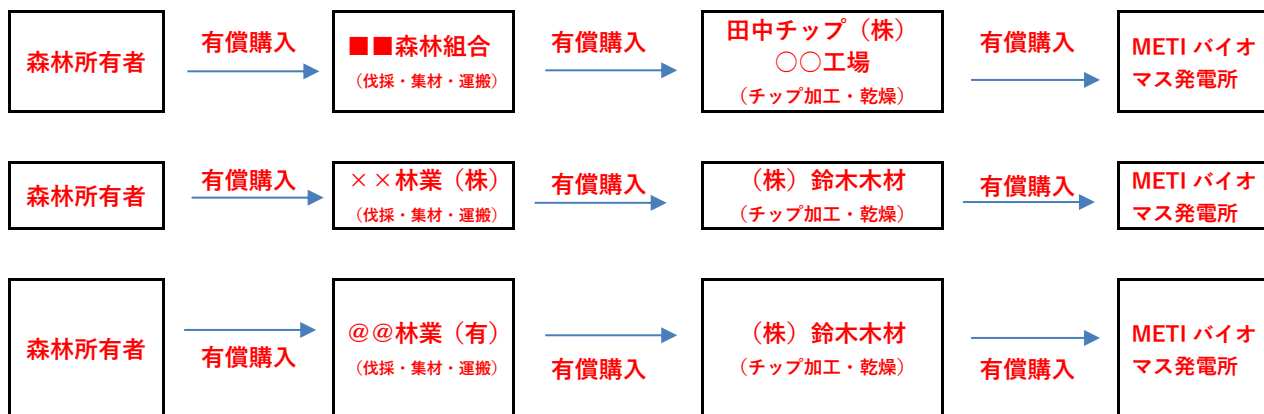
製材等事業者	団体認定番号 (注1 2)	① 現状の原木入荷量 (t/年、2022 年実績) (注1 3)		③ 今後の原木入荷計画量 (t/年、2025 年稼働開始予定) (注1 3)			計画量確保のための 具体的方策 (注1 4) (注1 5) (注1 6)
		② うち製材 等端材発 生量 (t/ 年) (注1 7)	うち製材等端材発生 量		④ 申請設備 向(t/年) (注1 8)	⑤ その他 (t/年)	
〇〇(株) 製材所	・・・号	・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	~~~~~ ~~~~~
計		・・・	・・・	・・・	・・・	・・・	

4. バイオマス燃料の入手ルート

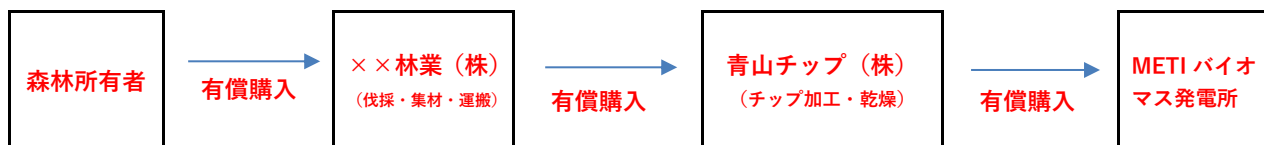
※発電所が使用するすべてのバイオマス燃料について、以下に例示する（１）～（１２）の該当項目について記載し、該当しない項目については削除すること。

なお、例示にないバイオマス燃料がある場合は、当該燃料の項目を追加して記載すること。

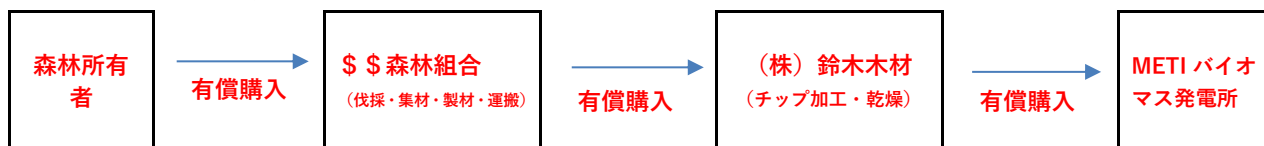
(1) 木質チップ(間伐材等由来のバイオマス)



(2) 木質チップ(国内の森林に係る一般木材)



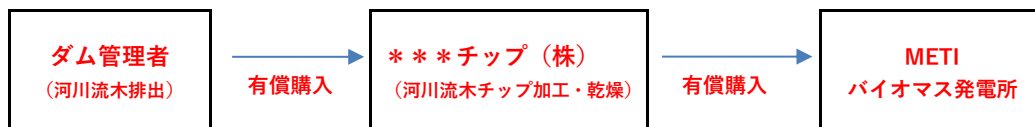
(3) 木質チップ(製材等端材)



(4) 木質ペレット(輸入材)

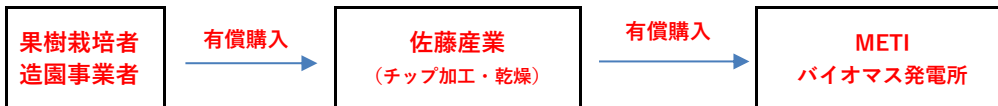


(5) 木質チップ(その他木材): 河川流木、屋敷林等

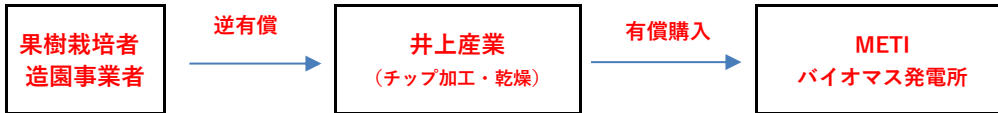


【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

(6) 木質チップ (その他木材) : 剪定枝



(7) 木質チップ (一般廃棄物) : 剪定枝



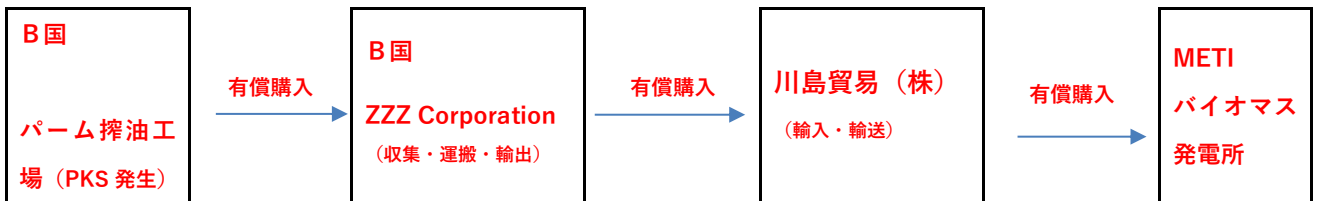
(8) 木質チップ (建設資材廃棄物)



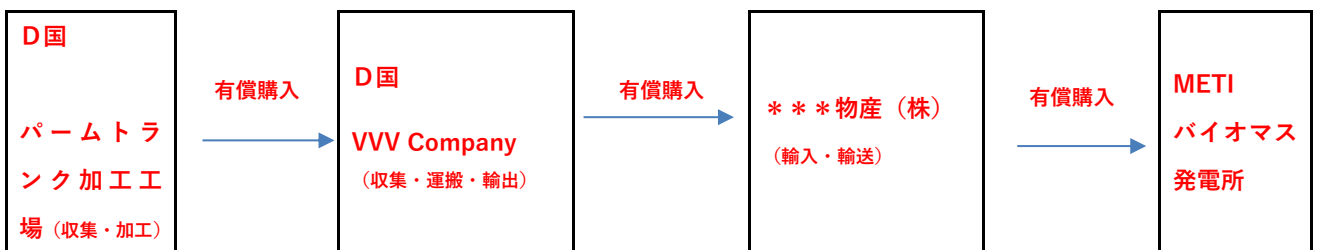
(9) 木質チップ (木質バイオマス証明がない木材)



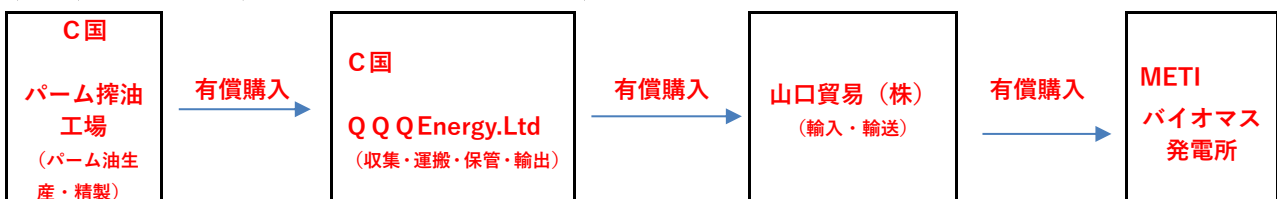
(10) パーム椰子殻 (PKS)



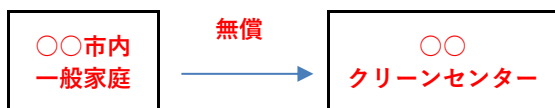
(11) パームトランク



(12) パーム油 (RBDパームステアリン等)



(13) 一般廃棄物または産業廃棄物



(注25) バイオマス燃料について、発生地から発電所までの発生源・流通・加工・販売・納入などの各取引ルートを実態に即して記載すること。なお、入手ルートの段階数は実態に応じて増減させること。また、同一燃料であっても発生・流通・加工等の取引ルートが異なる場合は、それぞれのルートを明記すること。

(注26) 取引ルートの各段階には原則として事業者名（会社等名）を記載し、事業者が行う事業内容（例えば、木材であれば「伐採・運搬」、「チップ加工」、「輸入」「供給」、液体燃料であれば「搾油」、「精製」、「収集・運搬・保管・輸出」、「輸入、運搬、納入」など）を記載すること。

なお、輸入燃料については、当該燃料に関連する原産国の事業者名（会社名等）及び輸入商社等、日本国内の事業者名（会社名等）を明記すること。

(注27) 各段階での取引が「有償購入」、「無償」、「逆有償」「自社供給」のいずれに該当するか記載すること。

6. 使用する燃料の廃棄物該当性（注28）

<p>燃料発生時の廃棄物該当性の判断結果</p>	<p>(5) 当該事業に用いる河川流木は、発生時点において一般廃棄物であると判断された。</p> <p>(6) 当該事業に用いる剪定枝は、発生時点において一般廃棄物であると判断された。</p> <p>(7) 当該事業に用いる剪定枝は、発生時点において一般廃棄物であると判断された。</p> <p>(8) 当該事業に用いる建設資材廃棄物は、発生時点において産業廃棄物だと判断された。</p> <p>(13) 〇〇市内の家庭から収集される廃棄物は、一般廃棄物であると判断された。</p>
<p>燃料納入時の廃棄物該当性</p>	<p>(5) 当該事業に用いる河川流木は、発電所への燃料納入時において、~~~~~のため、廃棄物該当性はなく、有価物であると判断された。</p> <p>(6) 当該事業に用いる剪定枝は、発電所への燃料納入時において、~~~~~のため、廃棄物該当性はなく、有価物であると判断された。</p> <p>(7) 当該事業に用いる剪定枝は、発電所への燃料納入時において、~~~~~のため、廃棄物該当性はなく、有価物であると判断された。</p> <p>(8) 当該事業に用いる建設資材廃棄物は、発電所への燃料納入時において、~~~~~のため、廃棄物該当性はなく、有価物であると判断された。</p> <p>(13) 〇〇市内の家庭から収集される廃棄物は、発電所への納入時に</p>

	<p>おいても一般廃棄物である。</p> <p>(5) ○○県○○市廃棄物対策課 (TEL:~~~~~)</p> <p>2022年10月3日に担当課に訪問し、確認。</p> <p>(6) ○○県○○市廃棄物対策課 (TEL:~~~~~)</p> <p>2022年11月25日に担当課に訪問し、確認。</p> <p>(7) ○○県○○市廃棄物対策課 (TEL:~~~~~)</p> <p>2022年12月9日に担当課に訪問し、確認。</p> <p>(8) ○○県○○市廃棄物対策課 (TEL:~~~~~)</p> <p>2023年1月5日に担当課に訪問し、確認。</p> <p>(13) ○○県○○市廃棄物対策課 (TEL:~~~~~)</p> <p>2023年3月14日に担当課に訪問し、確認。</p>
<p>(廃棄物に該当する場合) 廃棄物処理業許可取得要 否および廃棄物処理施設 の設置許可取得要否</p>	<p>(13) 一般廃棄物処理業許可：要</p> <p>一般廃棄物処理施設設置許可：要</p>

(注28) 発生段階において廃棄物である可能性がある燃料(一般廃棄物、産業廃棄物、剪定枝・河川流木等の木材、建設資材廃棄物等)については、当該燃料の発生時及び納入時における廃棄物該当性について、判断権者の判断・見解を確認し、確認先及び判断結果等を記載すること(判断権者は、産業廃棄物については各都道府県(法律施行令(昭和46年政令第300号)第27条に規定する市を含む。)の廃棄物担当課、一般廃棄物については各市町村の廃棄物担当課です。)

5. 燃焼灰の処理

※この発電に伴って発生する燃焼灰の処理方法(例えば、①産業廃棄物処分事業者に処分を委託、②灰分の成分分析を実施して有害物が含まれていないことを確認のうえ、都道府県に届出して肥料として販売など)について記載すること。

産業廃棄物処分事業者に処分を委託する。

6. 燃料供給者等関係者との調整状況

※1 (1)～(4)については、上記2.の発電所が使用する「国内の森林に係る木質バイオマス燃料」に限り記載すること。

※2 (5)については、建設資材廃棄物を燃料とする場合のみ記載。

項目	調整状況
<p>(1) 燃料の安定調達</p> <p>(①長期にわたる安定供給協定の証明や契約等の有無の考え方(別途発電事業者とチップ生産業者及び木材事業者との協定書などを添付すること)</p> <p>(②燃料の安定供給に向けた関係者の取組等を詳細に記載)</p>	<p>① 【田中チップ(株)】 当社と調達事業者である田中チップ(株)との間で発電開始から15年間にわたる安定調達の協定を締結済み。協定期間の15年間を経過した際には改めて協定を締結する予定である。</p> <p>【(株)鈴木木材】 当社と調達事業者である(株)鈴木木材との間で発電開始から20年間にわたる安定調達の協定を締結済み。</p> <p>【青山チップ(株)】 当社と調達事業者である青山チップ(株)との間で発電開始から20年間にわたる安定調達の協定を締結済み。</p> <p>② 田中チップ(株)と定期的に打ち合わせをし、燃料調達の状況について調整を図る。(株)鈴木木材、青山チップ(株)とは、▲▲県森林組合連合会も交えた定例会を開催し、原料やチップ市場の情報の共有を行う。</p>
<p>(2) 都道府県との調整</p> <p>※調整が完了し、都道府県から確認書 を入手してから申請すること。</p> <p>(①木質バイオマスの供給源となる森林行政を所管する都道府県に対して燃料調達計画を説明し、調達地域の素材生産量との整合性の確認等を記載)</p> <p>(②発電所を設置する都道府県が木質バイオマス供給源の都道府県と異なる場合は、設置する都道府県へも説明し確認内容を記載)</p>	<p>都道府県への説明年月日：2023年2月25日</p> <p>説明先部署：〇〇県林政部林政課</p> <p>担当者名(役職)：経済二郎(主査)</p> <p>連絡先(TEL)：~~~~~</p> <p>都道府県の指導・助言内容：~~~~~ ~~~~~ ~~~~~</p> <p>都道府県への説明年月日：2023年2月10日</p> <p>説明先部署：▲▲県林政部林政課</p> <p>担当者名(役職)：経済三郎(主査)</p> <p>連絡先(TEL)：~~~~~</p> <p>都道府県の指導・助言内容：~~~~~ ~~~~~ ~~~~~</p>

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

<p>(3) 国有林との調整 ※調整が完了してから申請すること。 (国有林から調達しない場合はその旨記載すること。)</p>	<p>森林管理局等への説明年月日：2023年2月13日 説明先部署：〇〇森林管理局資源活用課 担当者名(役職)：経済四朗(専門官) 連絡先(TEL)：~~~~~ 森林管理局等の指導・助言内容：~~~~~ ~~~~~ ~~~~~</p>
<p>(4) 林業、山村地域等への活性化の配慮 (発電所稼働により創出される直接・間接の雇用者数や木質バイオマスを供給する事業者側への要望などを記載)</p>	<p>発電所予定雇用者数：15人 関連事業予定雇用者数：10人 木質バイオマス供給事業者側への要望：長期安定調達のため、林業就業希望者の継続的な雇用を望む。</p>
<p>(5) 全国木材資源リサイクル協会連合会との調整</p>	<p>協会への説明年月日：2023年2月20日 説明先部署：〇〇木材資源リサイクル協会 担当者名(役職)：〇〇〇〇(〇〇) 連絡先(TEL)：~~~~~ 協会の指導・助言内容：~~~~~ ~~~~~ ~~~~~</p>
<p>(6) 既存用途の事業者への配慮 (製材、合板、木質ボード、畜産事業者、先行発電事業者など既存の事業者との間でバイオマス調達に関して支障の有無の確認及び具体的な確認方法、事業者の反応などを記載)。</p>	<p>事業者名：〇〇製紙株式会社 説明年月日：2023年3月14日 確認方法：面会 事業者の反応：調達ルートが一部重複する部分があり、必要な量の木材調達が困難になっているのではないかとの懸念を示された。 対応策等：調達ルートが重なっている〇〇林業について、年間の伐採予定数量などを共有し、調整を図る。</p> <hr/> <p>事業者名：〇〇発電所 説明年月日：2022年11月20日 確認方法：面会 事業者の反応：調達ルートの重複は無いものの、調達範囲は近接し今後重複することで必要な量の木材調達が困難になるのではないかとの懸念を示された。 対応策等：調達範囲が重複する懸念を示された〇〇地域での施業が予想される〇〇森林組合については、移動式チップを導入し枝葉等の林地残材を年間〇〇t使用する計画</p>

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

	とし、既存の利用量に影響を及ぼさない旨理解を得た。
<p>(7) 地域社会に対する対応 (発電所所在地の行政、近隣住民に対する説明の実施等について記載)</p> <p>※申請時点で未実施の場合には、実施予定・自治体への相談状況・申請者内部での検討状況等を記載すること（「未実施」などの記載は不可）</p>	<p>説明年月日：2023年3月9日</p> <p>説明方法：近隣住民説明会</p> <p>地域住民の反応：騒音、振動、トラックの搬入経路が通学路とかぶらないかどうの懸念あり。</p> <p>対応策等：運転開始前に防音壁、消音機を取り付ける。また、振動については、発電設備が設置される建物の外を出ると影響はない。また、通学路は燃料搬入経路にかぶらない旨説明した。</p>
<p>(8) その他 (特記事項等)</p>	<p>県内の燃料調達元における再生林のための経費として売電収入の一部を積み立てる基金を〇〇年に運用開始予定。</p>

新規認定申請書の添付書類

様式・記載内容等については、事業計画認定申請書の記載要領（様式第1）を必ず確認すること。本欄に記載されていない書類についても、申請の内容に応じて提出を求めることがあるので、留意すること。

<共通>

- 安定供給証明書（売買契約書、覚書等）
- バイオマス比率計算書
- 使用燃料の発熱量等計量分析実施予定書*
- バイオマス燃料調達に係る誓約書
- 燃料使用量記録表（運転月報等）*

*：使用燃料が単一の場合は不要

<国内の森林に係る木質バイオマス及び廃棄物、建設廃材以外のバイオマス>

- 「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく木質バイオマス証明書類
- 木質バイオマス証明事業者認定関係書類
- 各都道府県からの調達に関する調整結果を示す書類

<廃棄物、建設廃材>

【木質、廃棄物その他直接燃焼発電用】

- 木質チップ（建設廃材由来）の調達事情について
- ごみ組成分析実施予定書
- 廃掃法上の誓約書
- 廃掃法上の許可証又は許可証の取得に向けた状況
- 廃食油の精製工程及び成分分析報告書(様式)

<輸入バイオマス>

- 持続可能性（合法性）証明関係書類（木質バイオマス：「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」（林野庁）に基づく合法性、持続可能性の証明に関する書類、パーム油：R S P O 認証書及び納品書、P K S ・パームトランク：R S B 又はG G L 認証書及び納品書）
- 輸入バイオマス液体（又は炭化）燃料のトレーサビリティについて
- ゴムの木を原材料とする燃料のバイオマス証明に係る事業者認定書（C o C 認証書でカバーされてる場合は不要）
- 木質バイオマス証明事業者認定関係書類